

【協議事項（１）】令和３年度の当協議会の「重点項目」について

【案件説明】

わが国では平成 27 年度から設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」（当県では「トラック輸送における取引環境・労働時間改善山梨県地方協議会」）において、平成 28 年度から平成 29 年度まで 2 か年にわたりパイロット事業（実証実験）を実施し、荷待ち時間や荷役作業の削減等の取組を行い、これにより得られた成果を活用して「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を策定いたしました。また、平成 30 年度には「コンサルティング事業」を実施し、パイロット事業の結果等から新たに把握された課題の改善や、これまでの取組みのさらなる深掘りに取り組んだところです。

さらに、令和元年度のアドバンス事業では、荷待ち件数が特に多い輸送分野（＊）において、品目ごとの課題整理や改善策の検証を実施し、サプライチェーン全体での課題解決に取り組んできたところです。

一方、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に基づき、自動車運転の業務について令和 6 年度から時間外労働の上限規制が適用されることを受け、長時間労働の改善と生産性向上の取組みを荷主と連携して更に加速させていく必要があります。これまでの当協議会で取り上げてきた課題「加工食品」を含め、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一丸となって、解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

については、来年度の当協議会の取り組みを進めていくにあたり、あらかじめ各委員にご意見を頂戴したところ、資料 1 問 3、4 のとおり回答をいただいたところです。

＊荷待ち件数が特に多い輸送分野・・・

加工食品、紙・パルプ、建設資材、飲料・酒、生鮮食品

【協議内容】

来年度の当協議会の取り組むべき「荷待ち件数が特に多い輸送分野」について、上記資料 1 の回答を踏まえ、引き続き「加工食品」としたいがよろしいか、御審議願います。

協議案件（２）P D C Aシートの作成について

【案件説明】

来年度の重点取組事項については、令和6年度から適用される時間外労働の上限規制に向けて効果的な取組となるよう、別添（案）によるP D C Aに基づき進めてまいります。

【着荷主に関する要望、問題点について、運送事業側のアンケートを実施し課題等を整理する】

これまで当協議会では発荷主へのアプローチを中心に取り組んでまいりましたが、各位から「着荷主の理解が重要である」とのご意見をいただいております。そこで来年度は、着荷主へのアプローチを前提に、まずは事業者側から見た問題点を整理し、着荷主への効果的なアプローチを検討すべきと考えました。

【県内の荷主企業を含めた物流事業者に対しガイドラインの取り組み、公示運賃・ホワイト物流の浸透を図る】

わが国では、トラック輸送における取引環境・労働時間改善に向けた様々な施策を講じております。令和6年度からの時間外労働の上限規制適用に向け、それらの施策の周知は重要な課題であることから、継続した取り組みの目標とするものです。

【協議内容】

来年度の当協議会の取り組みを、別添P D C Aシートに基づきすすめてよろしいか、御審議願います。